

地域医療連携推進法人認定基準一覧（医療法第70条の3ほか）

都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

項目	基準	適否
1 目的 及び推進業務 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務（※）を行うことを主たる目的とするものであること。[70の3-1-1] ※医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務（例：医療従事者の資質の向上を図るための研修、医薬品等物資の供給、資金の貸付け等必要な資金を調達するための支援、ほか） 	適
2 推進区域 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進区域を定款で定めているものであること。医療計画において定める構想区域を考慮すること。[70の3-1-6] 	適
3 参加法人	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進区域において、①病院等を開設する法人、②介護事業・地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設・事業所を開設し又は管理する法人、を参加法人とすること。[70-1] ・病院等を開設する参加法人の数が2以上であること。病院等を開設する参加法人の有する議決権の合計がそれ以外の参加法人の合計を超えるものであること。[70の3-1-8] ・参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。[70の3-1-11] 	適
4 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進方針（※）に必要事項が記載されていること。[70の3-1-5] ※医療連携推進区域、参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項、目標に関する事項、などを記載。また、医療計画において定める構想区域を考慮して定める。 	適
5 推進業務以外の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。[70の3-1-4] 	該当なし
6 関係者への利益供与の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者（※）に対し特別の利益を与えないものであること。[70の3-1-3] ※関係者とは、次に掲げる者。 <ol style="list-style-type: none"> ① 当該一般社団法人の理事、監事又は職員 ② 当該一般社団法人の社員又は基金の拠出者 ③ ①②の配偶者又は三親等内の親族 ④ ①②③と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ⑤ ③④のほか、①又は②から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 ⑥ ②が法人である場合にあつては、②が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している子法人、又は②の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している者。 	適

7 欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で定める欠格事由（刑罰に処せられた者、暴力団員等、地域医療連携推進法人認定を取消された者の関与等）に該当しないこと。[70の4] 	適
8 社員・役員からの除外 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とする団体や、その役員と利害関係を有すること等社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-12] 	適
9 社員資格 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・社員は、参加法人や、医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者（非営利の介護事業者、養成機関、地方公共団体等）に限る旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-7] 	適
10 社員手続 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。[70の3-1-9] 	適
11 社員議決権 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。[70の3-1-10] イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 	適
12 役員構成 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・役員について、次のいずれにも該当するものであること。[70の3-1-13] イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。 ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族等が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。 ハ 理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者であること。 	適
13 代表理事 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・代表理事を一人置いているものであること。[70の3-1-14] 	適
14 理事会 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会を置いているものであること。[70の3-1-15] 	適

15 評議会 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-16] イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成するものであること。 ロ 当該一般社団法人が参加法人への意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。 ハ 医療連携推進方針の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 	適
16 参加法人への意見 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-17] イ 予算の決定又は変更 ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ ハ 重要な資産の処分 ニ 事業計画の決定又は変更 ホ 定款又は寄附行為の変更 ヘ 合併又は分割 ト 目的たる事業の成功の不能による解散 	適
17 必要な資産等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。【必要な施設・設備・資金等】[70の3-1-2] 	適
18 取消時の贈与 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、国若しくは地方公共団体又は医療法人等に贈与する旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-18] 	適
19 残余財産 [定款事項]	<ul style="list-style-type: none"> ・清算をする場合において、残余財産を国若しくは地方公共団体又は医療法人等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。[70の3-1-19] 	適
20 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。[70の3-1-20] 	該当なし
21 地域医療構想・医療審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。[70の3-2] 	別紙